

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	松本歯科大学
設置者名	学校法人 松本歯科大学

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
歯学部	歯学科	夜・通信			83	83	19	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.mdu.ac.jp/faculty/syllabus/

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	松本歯科大学
設置者名	学校法人 松本歯科大学

1. 理事（役員）名簿の公表方法

https://www.mdu.ac.jp/outline/public_info/officer.html

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
常勤	株式会社 役員	2023.5.30 ～ 2026.5.29	総務
非常勤	株式会社 役員	2023.5.30 ～ 2026.5.29	組織運営体制への チェック機能
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	松本歯科大学
設置者名	学校法人 松本歯科大学

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) シラバス作成過程 ・歯学部カリキュラム委員会において、授業科目等について内容を検討し、学務委員会で審議・承認された事項を教授会にて報告している。 シラバス作成・公表 ・シラバスの作成は、前年度12月に次年度分の原稿を各科目担当者に依頼し、2月上旬から校正作業を実施、3月中旬に完成後、歯学部カリキュラム委員がシラバスチェックを行い、4月上旬に大学ホームページで公開している。 シラバス記載内容 ・授業科目履修基準表、卒業認定・学位授与の当該授業科目一覧表、実務経験のある教員等による授業科目一覧表を明示している。 ・シラバスにおいて、各科目の担当者、一般目標、行動目標、教科書・参考書、教育(学習)方略、フィードバック方法、評価方法、注意事項、準備学習時間(予習・復習)、オフィスアワー、授業日程を明記し、授業の方法、内容、年間の授業計画、到達目標、成績評価の方法等を明示している。	
授業計画書の公表方法	https://www.mdu.ac.jp/faculty/syllabus/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) <学修意欲の把握> ・Daily Test、Weekly Test などにより、継続的に学習意欲の把握を行っている。 ・シラバスのフィードバック方法で明記されたとおり、Weekly Test 後の講義で補足し、定期試験後に解説を行っている。 <定期試験> ・履修した科目はシラバスで明記された評価方法により、前期、後期の定期試験またはそれに代わる方法により評価している。 ・いずれの授業科目においても、特別の事由がある場合を除き、授業時間数の 5 分の 4 以上出席しなければ当該科目の受験資格を失う。(学則第 32 条) <進級試験> ・進級試験は、授業を行った全科目を総合的に評価する試験として、学年末に行っている。(学則第 39 条) ・進級試験は、第 2 学年、第 3 学年、第 4 学年及び第 5 学年で行っている。 <受験資格> ・定期試験、進級試験の受験資格は、歯学部試験運用規程第 3 条に定められている。 <進級判定> ・進級判定は、歯学部試験運用規程第 8 条に基づき、進級試験、定期試験等の資料をもとに、学務委員会で厳格かつ適正に審議の上、教授会で報告を行っている。判定には、進級・仮進級・留年がある。定期試験により不合格科目がある者を進級とする場合に仮進級とし、進級後に当該科目の試験に合格しなければならない。 <単位の認定> ・進級判定において、進級判定基準を満たしたと判定された学生について単位を認定している。なお、本学は学年制を取っており、進級により 1 学年分の成績及び単位が認定される。留年者は当該学年の全履修科目を再履修しなければならない。(試験運用規程第 9 条) ・毎年、歯学部試験運用規程に基づき、当該年度における各学年の進級・卒業のフローチャート「進級・卒業の手引き」を作成し、大学ホームページに掲載している。	
3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ・各学生の成績が学部内でどの位置にあるかを把握できるよう、成績評価の客観的な指標を定めている。 ・客観的な指標の算出方法として、「授業科目ごとの成績評価を 100 点満点に換算し、全科目の合計点の平均を算出する」方法を採用しており、大学ホームページに掲載して公表している。 ・すべての授業科目について、成績評価の方法等をシラバスに記載し、大学ホームページ及び学内イントラネットに掲載している。 ・成績評価について、学則第 35 条に基づく客観的な評価を行っており、授業科目ごとの成績評価を 100 点満点に換算し、S(100～90 点)、A(89～80 点)、B(79～70 点)、C(69～65 点)、D(64 点以下)の 5 段階としている。なお、成績判定においては、S、A、B、C を合格とし、D を不合格としている。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://www.mdu.ac.jp/faculty/syllabus/

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
	(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ・「ディプロマ・ポリシー（卒業に関する方針）」を次のとおり定め、大学ホームページで公表している。 1. 歯科医師として倫理観を身につける。 2. 歯科医師として自己研鑽する態度を身につける。 3. 歯科医師として必要な基礎的知識を身につける。 4. 歯科医師として必要な基本的技能を身につける。 5. 歯科医学の問題を自然・社会・人文科学的方法を統合して解決する能力を身につける。 6. 歯科医師として国際的視野に基づいて社会貢献する態度を身につける。 ・学則第 42 条で「学長は、卒業試験に合格した者を卒業と認定し、卒業証書・学位記及び学士（歯学）の学位を授与する」としている。 ・卒業の判定基準は、卒業試験の必修問題が 80 点以上、一般問題及び臨床実地問題がそれぞれ 65 点以上、一般問題と臨床実地問題の合計が 70 点以上（一般問題は 1 問 1 点、臨床実地問題は 1 問 3 点として計算をする）であることとしている。（歯学部試験運用規程第 11 条別表） ・卒業判定は、学務委員会で審議の上、教授会に報告を行っている。 ・歯学部試験運用規程と共に、「進級・卒業の手引き」において、卒業判定基準を明記し、厳格かつ適切に評価している。なお、「進級・卒業の手引き」は、大学ホームページにおいて公表するとともに、年度初めのオリエンテーションにて学生に配付し保護者には郵送している。
卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://www.mdu.ac.jp/faculty/feature/policy.html

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	松本歯科大学
設置者名	学校法人 松本歯科大学

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.mdu.ac.jp/outline/docs/20240620.pdf ⑪財務の情報 ⇒ ■貸借対照表
収支計算書又は損益計算書	https://www.mdu.ac.jp/outline/docs/20240620.pdf ⑪財務の情報 ⇒ ■資金収支計算書 ■活動区分資金収支計算書 ■事業活動収支計算書
財産目録	https://www.mdu.ac.jp/outline/docs/20240620.pdf ⑪財務の情報 ⇒ ■財産目録
事業報告書	https://www.mdu.ac.jp/outline/docs/20240620.pdf ⑫事業活動の状況 ⇒ ■事業報告書
監事による監査報告(書)	https://www.mdu.ac.jp/outline/docs/20240620.pdf ⑪財務の情報 ⇒ ■決算に関する監事の報告書

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	
中長期計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: https://www.mdu.ac.jp/outline/docs/222247745133e8a04b687debf6696047f43c0218.pdf 令和4年度大学機関別認証評価報告書(令和5年3月)

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名
教育研究上の目的（公表方法： https://www.mdu.ac.jp/faculty/feature/goal.html ）
（概要） 【目的】 松本歯科大学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の定めるところに従い、建学の理念に基づき、専門の学術を教授研究するとともに、豊かな教養と高い人格を備えた有為な人材を育成し、もって国民の保健、医療、福祉に貢献しつつ、社会の発展と国際文化の向上を図ることを目的とする。 【教育目標】 松本歯科大学は、建学の理念を具現化し、人間教育全体を教育目標とし、人間としての倫理に基づき、先ず「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」という教育方針をモットーとし、学生が将来歯科医師として社会に貢献し、歯科医学の発展に寄与することができるように人材育成を行う。
卒業又は修了の認定に関する方針 （公表方法： https://www.mdu.ac.jp/faculty/feature/policy.html ）
（概要） 【ディプロマ・ポリシー（卒業に関する方針）】 1. 歯科医師として倫理観を身につける。 2. 歯科医師として自己研鑽する態度を身につける。 3. 歯科医師として必要な基礎的知識を身につける。 4. 歯科医師として必要な基本的技能を身につける。 5. 歯科医学の問題を自然・社会・人文科学的方法を統合して解決する能力を身につける。 6. 歯科医師として国際的視野に基づいて社会貢献する態度を身につける。
教育課程の編成及び実施に関する方針 （公表方法： https://www.mdu.ac.jp/faculty/feature/policy.html ）
（概要） 【カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）】 松本歯科大学は豊かな人間性を有した歯科医師を育成するために、以下にカリキュラムポリシーを定める。 1. ディプロマポリシーを達成するために 6 年一貫の弾力的なカリキュラム編成を行う。 2. 歯科医師として具備すべき、教養、倫理観を育成するために人文科学系科目、社会科学系科目を設置する。 3. 歯科医学の基礎及び臨床科目の理解に必要な知識を育成するために、自然科学系科目を設置する。 4. 歯科医学を勉学する動機づけのために早期体験型科目を設置する。 5. 国際的視野で社会貢献するために必要な外国語能力やコミュニケーション能力を養成する科目を設置する。 6. 歯科医療の専門知識と技能を養成するために専門基礎科目及び専門臨床科目を設置する。 7. 歯科医師として必要な知識・技能・態度を修得するために、診療参加型臨床実習を行う。
入学者の受入れに関する方針 （公表方法： https://www.mdu.ac.jp/faculty/feature/policy.html ）

(概要)

【アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）】

1. 歯科医師になろうとする強い意志を持っている。
2. 歯科医学を習得するために必要な基礎的な学力を備えている。
3. 生命科学を学ぼうとする意欲を備えている。
4. 相手を理解し、自分の意思を適確に伝えることができる。
5. 諸問題を抽出・理解し、自分の考えをまとめることができる。
6. 国際的視野で思考し社会に貢献しようと考えている。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：<https://www.mdu.ac.jp/outline/docs/20240620.pdf>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a.教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	1人	－					1人
歯学部	－	52人	7人	17人	25人	29人	130人
病院	－	4人	1人	3人	3人	2人	13人
総合歯科医学研究所	－	4人	4人	1人	2人	0人	11人
b.教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0人		196人					196人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法： https://www.mdu.ac.jp/outline/docs/gyoseki20240601.pdf					
c.F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a.入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
歯学部	96人	68人	70.8%	624人	465人	74.5%	若干人	9人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	96人	68人	70.8%	624人	465人	74.5%	若干人	9人
(備考)								

b.卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
歯学部	51人 (100%)	5人 (9.8%)	32人 (62.7%)	14人 (27.5%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	51人 (100%)	5人 (9.8%)	32人 (62.7%)	14人 (27.5%)
(主な進学先・就職先)（任意記載事項）				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要) ・シラバスにおいて、各科目の担当者、一般目標、行動目標、教科書・参考書、教育(学習)方略、フィードバック方法、評価方法、注意事項、準備学習時間(予習・復習)、オフィスアワー、授業日程を明記し、大学ホームページ等で公表している。
--

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要) <試験> ・履修した科目はシラバスで明記された評価方法により、前期、後期の定期試験またはそれに代わる方法により評価している。 ・いずれの授業科目においても、特別の事由がある場合を除き、授業時間数の 5 分の 4 以上出席しなければ当該科目の受験資格を失う。（学則第 32 条） ・進級試験は、授業を行った全科目を総合的に評価する試験として、学年末に行っている。（学則第 39 条） ・進級試験は、第 2 学年、第 3 学年、第 4 学年及び第 5 学年で行っている。 ・定期試験、進級試験の受験資格は、歯学部試験運用規程第 3 条に定められている。 <進級判定> ・進級判定は、歯学部試験運用規程第 8 条に基づき、進級試験、定期試験等の資料をもとに、学務委員会で厳格かつ適正に審議の上、教授会で報告を行っている。 判定には、進級・仮進級・留年がある。定期試験により不合格科目がある者を進級とする場合に仮進級とし、進級後に当該科目の試験に合格しなければならない。 <単位の認定> ・進級判定において、進級判定基準を満たしたと判定された学生について単位を認定している。なお、本学は学年制を取っており、進級により 1 学年分の成績及び単位が認定される。留年者は当該学年の全履修科目を再履修しなければならない。（試験運用規程第 9 条） 毎年、歯学部試験運用規程に基づき、当該年度における各学年の進級・卒業のフローチャート「進級・卒業の手引き」を作成し、大学ホームページに掲載している。 <卒業に関する方針> ・ディプロマ・ポリシー(卒業に関する方針)を次のように定め、大学ホームページで公表している。 1. 歯科医師として倫理観を身につける。 2. 歯科医師として自己研鑽する態度を身につける。
--

3.歯科医師として必要な基礎的知識を身につける。 4.歯科医師として必要な基本的技能を身につける。 5.歯科医学の問題を自然・社会・人文科学的方法を統合して解決する能力を身につける。 6.歯科医師として国際的視野に基づいて社会貢献する態度を身につける。 ＜卒業の認定＞ ・学則第 42 条で「学長は、卒業試験に合格した者を卒業と認定し、卒業証書・学位記及び学士（歯学）の学位を授与する」としている。 ・卒業の判定基準は、卒業試験の必修問題が 80 点以上、一般問題及び臨床実地問題がそれぞれ 65 点以上、一般問題と臨床実地問題の合計が 70 点以上（一般問題は 1 問 1 点、臨床実地問題は 1 問 3 点として計算をする。）であることとしている。（歯学部試験運用規程第 11 条別表） ・卒業判定は、学務委員会で審議の上、教授会に報告を行っている。 ・歯学部試験運用規程と共に、「進級・卒業の手引き」において卒業判定基準を明記し、厳格かつ適切に評価している。				
学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
歯学部	歯学科	224 単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
G P Aの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：https://www.mdu.ac.jp/campus_map/

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
歯学部	歯学科	3,680,000 円	600,000 円	230,000 円 ※休学中の在籍料については授業料の100%（368 万円）	・一般入学の授業料 ・2 年目以降の授業料は年 4,200,000 円 ・その他は諸納付金 230,000 円 ※別途個人用教材費あり（教材費は学年により変動あり）
		700,000 円	600,000 円	230,000 円 ※休学中の在籍料については授業料の100%（70 万円）	・特待生一種、入学時特待生の授業料 ・特待生一種は 6 年間（資格喪失要件有）、入学時特待生は 2 年目以降も学業特待生として選考された場合の授業料は年 700,000 円 ・その他は諸納付金 230,000 円 ※別途個人用教材費あり（教材費は学年により変動あり）
		1,700,000 円	600,000 円	230,000 円 ※休学中の在籍料については授業料の100%（170 万円）	・特待生二種の授業料 ・特待生二種は 6 年間（資格喪失要件有）、2 年目以降に学業特待生として選考された場合の授業料は年 700,000 円 ・その他は諸納付金 230,000 円 ※別途個人用教材費あり（教材費は学年により変動あり）
		2,890,000 円	600,000 円	230,000 円 ※休学中の在籍料については授業料の100%（289 万円）	・校友子女の授業料 ・2 年目以降の授業料は年 4,200,000 円 ・その他は諸納付金 230,000 円 ※別途個人用教材費あり（教材費は学年により変動あり）
		4,200,000 円	600,000 円	230,000 円 ※休学中の在籍料については授業料の100%（420 万円）	・編入学の授業料 ・その他は諸納付金 230,000 円 ※別途個人用教材費あり（教材費は学年により変動あり）

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a.学生の修学に係る支援に関する取組
（概要） 歯科医師になろうという強い意志をもち、成績優秀で人物が優れている者に対しては、「特待生制度」「松本歯科大学奨学金」などを設け、学費面においても最大限のサポート制度を用意している。
b.進路選択に係る支援に関する取組
（概要） 卒後歯科医師臨床研修にあたり、松本歯科大学病院において、歯科医療振興財団に参加費を納めた上で、マッチングプログラムに参加し、卒業生及び卒業見込み者に対し、進路に対する支援を行っている。
c.学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
（概要） 学生生活のなかで生ずる学習面・課外活動・友人関係・生活上の悩みなど、様々な問題について、保健室、学年主任、学事室が連携して相談に応じている。また、希望者に対し、外部カウンセラーによるカウンセリングを実施している。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法： https://www.mdu.ac.jp/outline/public_info/disclose.html 2023 年度事業報告書（PDF）、2024 年度事業計画書（PDF）
--

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F120310105820
学校名（〇〇大学 等）	松本歯科大学
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人 松本歯科大学

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		－	－	－
内 訳	第Ⅰ区分	－	－	
	第Ⅱ区分	0人	－	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				－
（備考）				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（1）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

（2）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下）	0人	人	人
G P A等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。